

大治十二年十一月

雷都



4

震災臨時謙倉伊
解散ラヨウシヤウレーテ時ノリ時ノリ明アキ第

附他因社有局長友一革セレ解散
以迫其他臨機應變事

東京市日比谷公園 市政會館内

後藤新平伯傳記編纂會

電話銀座 (57)
四〇〇二二〇九〇〇六二一
振替口座東京六一六三三番番番

帝都復興に關する議事本ノ封スル
議會、協賛ノ件ト其ノ修理ニシテ議法
之ヲ尊重され可シスト特モ人臣帝都復興
ノ關ニ 詔勅ヲ奉戴シ特ニ臨時議會
ノ召集ヲ奏請シタル、巨額ノ支出ヲ財政上
ノ隸屬急務方に依リ措置スルノ程也ナガル
ノ理ノタルト事帝都市民ノ休戚ノ關を喫
緊急肩ノ重要委嘱ニシテ常會ノ俟ツ
遑ナキニ因ルモノナリト顧ミ臨機左ノ通指
置スルモノトス

内

關

第一家議院：於立竹山カ帝都復
興計畫法及事務貲ニ觸ト機関ノ運
用ノ好ケ善ニ事業費ヲ割減レテ
相助、而歛旨シ奉行スル候、サテレムノ
眞アルト於テ家議院ノ解散ヲ奏請し
關急支出ヲ断行ニ事

第二前項、喝令ニ於テモ貴族院ニ於テ
審議、期向、刺ストヨリ其ノ議ニ俟テ
其ノ議決家議院ト向レキ場合ニシテ
項ト同一、指置ヲ執ル事

貴族院原案に同意した場合に於て會期切迫に兩院協議會を開く様の事トキニ十二月三十期にて開會し命ぜ常會に同一議事より提出し緊急議決を要求スル事兩院協議會を開くを協議成立スル事

セトキニ第一項、指置、執事

第三、衆議院、竹山、通フミ機因、運用
妨う、祐勅、内務省、貴御、支障
ナレト理ル場合ニ、貴族院、審議、俟テ
其ノ衆議院ト同意見ナルトキ又、衆議院

カ貴族院、原案復活意見、同意した
トキ、特別貴族院、原案復活意見、
依り、兩院協議會を開くよりタル場合、
ハ前項セニ、指置、執事兩院協議會
を開ク、運ナリトキ、再開